

ご 利 用 の 手 引 き

資 金 名		特別小規模貸付－こうべおうえん【令和8年10月より制度拡充】			
目 的		小口零細企業保証制度に対応し、神戸市内の小規模事業者が必要とする一般的な事業資金を100%保証（責任共有制度対象外）で供給し、経営の改善と事業の振興に資する [※信用保証料の全額を神戸市が負担]			
融 資 対 象 者		神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする（市外からの進出予定者）者で、事業を営んでいる中小企業者等であり、かつ、当該事業に係る市民税を滞納していない者で、小口零細企業保証制度の保証対象者の要件※を満たすもの [その他のポイント①]			
		[※小口零細企業保証制度の保証対象者の要件（概要）] 次の①から③のいずれかに該当し、かつ④に該当する者			
		① 常時使用する従業員数が次の人数以下の会社及び個人 [その他のポイント②③]			
		製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業		20人以下	
		卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）		5人以下	
		② 常時使用する従業員の数が20人以下の医業を主たる事業とする法人（医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等） [その他のポイント②③]			
		③ その他、小口零細企業保証制度要綱に保証対象者として掲げられる組合等			
		④ 保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること			
資金使途		設備資金及び運転資金 ただし、市外からの進出予定者は設備資金に限る。			
借 換		県制度融資等の「特別小規模貸付－こうべおうえん」その他の小規模資金からの借換資金として利用可能 [その他のポイント④]			
融 資 条 件	利 率	年 1 . 8 5 %（固定）		期 間	7年以内（うち据置1年以内。ただし、資金使途の全てが設備資金の場合は1年6か月以内）
	限 度 額	1企業・1組合 500万円 （既存の協会保証残高と合算で2,000万円が限度となります） [その他のポイント⑤]		預 託	あり
	信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける			
	特別保証制度等	小口零細企業保証制度に対応			
	責 任 共 有 制 度	対象外			
	保 証 料 率	信用保証料の全額を神戸市が負担 [その他のポイント⑥⑦]			
	連 帯 保 証 人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）			
	担 保	保証協会の定めによる			
申 込 先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所、神戸市 [その他のポイント⑧]				
申 込 書 類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）				
添 付 書 類	② 申込日時時点で納期の到来した直近の市民税の納税証明書				
	③ 神戸市進出事業計画書（様式第15号）（神戸市外からの進出の場合）				
	④ 「こうべおうえん」要件拡充に伴う調査票（様式第20号）				
	⑤ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類				

